

令和6年度 福岡県強度行動障害支援者養成研修 基礎研修・実践研修 実施要項

1. 目的

行動障害を有する方のうち、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すいわゆる「強度行動障害」を有する方は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことにより、日常生活に困難が生じているため、現状では、事業所での受け入れが消極的であることも多く、身体拘束や行動制限などの虐待につながる可能性も懸念されています。

一方、障害特性の理解に基づく適切な支援を行うことにより、強度行動障害が低減し、安定した日常生活を送ることが知られています。

このため、強度行動障害を有する方に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）及び、適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を目的とする強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を実施します。

2. 実施機関

特定非営利活動法人 久障支援運営委員会 久留米市北部障害者基幹相談支援センター
(福岡県強度行動障害支援者養成研修指定事業者)

3. 研修日程・定員

区分	日程	定員
基礎研修	令和6年12月2日(月) 9:40~17:00	30名
	令和6年12月3日(火) 9:20~16:40	
実践研修	令和6年12月16日(月) 9:30~16:50	30名
	令和6年12月17日(火) 9:30~16:50	

4. 研修会場 ※会場が日によって異なりますので、ご注意ください。

基礎研修(12月2日、12月3日)

会場：久留米市総合福祉センター 2階大会議室

住所：福岡県久留米市長門石1丁目1番34号

実践研修(12月16日、12月17日)

会場：久留米市総合福祉会館 2階集会室

住所：福岡県久留米市長門石1丁目1番32号

5. 受講料

基礎研修：16,000円 実践研修：16,000円

※受講料の納入方法、期限等については、受講決定通知書にてご案内します。

6. 受講対象者

研修の種類	要件
基礎研修	障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している方、もしくは今後従事する予定のある方。
実践研修	都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した方のうち、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している方、もしくは今後従事する予定のある方。

※重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者は基礎研修を修了した者としてみなされます。

※行動援護従業者養成研修修了者は、基礎研修及び実践研修を修了した者としてみなされます。

7. 強度行動障害支援者養成研修に関する従事要件・加算について

※全ての加算・要件等を記載しているわけではありません。

※詳細は必ず厚生労働省令・告示・通知等又は事業所所在地指定権者にご確認ください。

強度行動障害支援者養成研修に関する加算等の要件について	
行動援護	行動援護ヘルパー及びサービス提供責任者については、行動援護従業者養成研修、または強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）の受講が必須
生活介護	重度障害者支援加算（Ⅱ）（Ⅲ）
施設入所支援	重度障害者支援加算（Ⅱ）（Ⅲ）
短期入所	重度障害者支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）
共同生活援助	重度障害者支援加算（Ⅰ）（Ⅱ） 強度行動障害者地域移行特別加算 強度行動障害者体験利用加算
宿泊型自立訓練	強度行動障害者地域移行特別加算
児童発達支援	児童指導員等配置加算 強度行動障害児支援加算
放課後等デイサービス	児童指導員等配置加算 強度行動障害児支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）
特定相談支援 障害児相談支援	行動障害支援体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）

8. 研修内容

研修カリキュラム（別紙1）を参照。



9. 申込方法

- ① 右のQRコードからの申し込み →

強度行動障害支援者養成研修申込フォーム

- ② 受講申込書（様式1）での申し込み

必要事項を記入の上、下記申込先に、郵送にてお申込み下さい。

<送付先>

〒830-0027 久留米市長門石 1-1-32 総合福祉会館 2階

久留米市北部障害者基幹相談支援センター 宛

※実践研修のみ受講申し込みされる場合は、「10 添付書類」に沿って必要書類を別途ご郵送ください。

10. 添付書類（実践研修のみ受講申し込みの場合）

実践研修のみ受講申込される場合は、別途下記の①もしくは②いずれかの書類を事務局までご郵送ください。FAX または E-mail での提出は受け付けていません。

- ① 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了証のコピー
- ② 強度行動障害支援者養成研修基礎研修修了証のコピー

<送付先>

〒830-0027 久留米市長門石 1-1-32 総合福祉会館 2階

久留米市北部障害者基幹相談支援センター 宛

11. 申込期間

令和6年10月2日（木）～11月2日（土）

12. 受講決定の優先順位

受講決定の優先順位は、次の（ア）～（ウ）のとおりとし、受講の可否については、事務局より通知します。

（ア）久留米市近郊の指定障害福祉サービス事業所に所属している方

（イ）今年度、または来年度において、久留米市近郊の指定障害福祉サービス事業所で勤務を予定している方

（ウ）上記（ア）及び（イ）以外の方

なお、定員を超えた際には、多くの事業所の方に受講していただくため、同事業所から複数申し込みをされる方はお断りをさせていただく場合がございます。事業所内で申込みされる方の優先順位を決めて申込用紙の方に記載をお願いいたします。

1 3. 受講決定通知

11月中旬頃までに郵送にて通知します。

※令和6年11月20日（水）まで受講可否の通知が届かない場合は、お手数ですが、事務局までお問い合わせください。

1 4. 修了証の交付について

修了者には、後日「修了証書」を郵送させていただきます。

※基礎研修と実践研修を併せて受講される方は、実践研修最終日に交付します。

1 5. 特記事項

- 受講申し込みに入力された個人情報は、本会のご案内および本研修の運営目的以外には使用いたしません。
- 本研修において、科目の免除は行いません。また、理由の如何に関わらず、15分以上の離席（遅刻や退席含）は認められません。修了証書は、全科目修了した方に交付いたします。
- 講義中の居眠り、携帯電話やタブレット等の使用など著しく学習意欲に欠け、終了の見込みがないと認められる方は、受講をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。

研修事務局 久留米市北部障害者基幹相談支援センター（担当：佐々野 河口）

Tel : 0942-65-7855 Fax : 0942-65-7844